

令和6年第3回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和6年9月13日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 渡辺哲也	2番 大石光一	3番 高西正人	4番 岩花寛之
5番 廣崎誠治	6番 宮本理一郎	7番 宮崎昌宗	8番 峯 新一
9番 三田敏和	10番 茂呂孝志	11番 田中唯登志	12番 荒牧弘敏

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 永野英憲・ 教育長 道免 隆・

会計管理者 円入忠義・ 総務課長 熊谷豊司・ 企画開発課長 末吉孝幸

税務課長 宮吉保男・ 住民課長 末廣匡史・ 長寿福祉課長 園田秀秋

子ども未来課長 末永浩一・ 産業振興課長 野添雄二・ 建設課長 堀 綾一

教務課長 村上英之・ 総務係長 出口智樹

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 山中秀之

議会事務局 中森博之

○議事日程

令和6年第3回定例会議事日程（3日目）

令和6年9月13日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 認定第 1号 令和5年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和5年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和5年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和5年度上毛町農業集落排水事業会計決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和5年度上毛町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第 8 議案第40号 上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第41号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第42号 上毛町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第43号 令和6年度上毛町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第14 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （3日目）

開議 午前10時00分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員で、定足数に達しています。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の運営資料のとおりです。

○議長（荒牧弘敏君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、9月3日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長より審査状況の報告をお願いします。委員長の報告後、報告に対する質疑を行います。各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は委員会ごとにまとめて報告をしていただきますので、御了承ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は日程順に行いますので、御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員は、初日に配付した名簿に記載のとおり出席を認め、会議に出席していただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これより各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（荒牧弘敏君）日程第3、認定第2号、日程第4、認定第3号、日程第9、議案第41号、日程第10、議案第42号、日程第12、議案第44号、以上5件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○文教厚生常任委員長（峯 新一君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告します。

当委員会は、9月9日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時53分に開会し、9時48分に閉会しました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された決算認定2件、条例改正2件、その他1件の計5案件であります。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

認定第2号 令和5年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、まず最初に、決算内容の説明を長寿福祉課長、子ども未来課長に求めました。

令和5年度の歳入総額は7億9,491万6,000円で、対前年比0.9%の増、歳出総額は7億7,590万9,000円で、対前年比0.9%の増、歳入歳出の差引き額は1,900万7,000円であります。

平均被保険者数は1,595人と、前年度より75人減少。医療費総額は約6億7,010万円、前年度から2,570万円の増額です。1人当たりの医療費は、令和4年度に一旦減少はしたものの、高額医療費の増額により令和5年度は再び増加となっております。被保険者数は年々減少していますが、70歳代の被保険者数が微増傾向にあり、被保険者の高齢化が進んでいます。

歳入の1款1項国民健康保険税は、被保険者数の減少等により、対前年度比6.2%の減。6款1項1目一般会計繰入金は5,711万4,000円。6款2項1目基金繰入金は2,000万円で、令和5年度末の基金現在高は1億6,950万2,000円となっております。

歳出は、2款1項1目一般被保険者療養給付費4億9,253万円と、昨年度から166万円の増。2款2項1目一般被保険者高額医療費は6,271万2,000円と、昨年度より431万4,000円の増となっております。5款1項1目の特定健康診査等事業費は1,057万1,000円で、特定健康の受診率は暫定で47.6%となっております。

担当課長の説明の後、質疑を行いました。質疑、答弁の一部を報告します。

質疑。糖尿病において、平成20年度から比べるとかなり改善しているが、その要因は。

答弁。生活習慣病の予防における保健指導をずっと続けてきた成果だと考えられる。

質疑。基金繰入れについて、70歳以上が微増していく中で、町の負担はどのように推移していくのか。

答弁。基金の年度末現在高が1億6,000万円程度あるが、今後の医療費の動向などによって大きく左右される。約3年から5年程度はもつと予測はしている。

質疑。国保税の徴収体制はどのようになっているのか。

答弁。催告書を年2回、その他、納付相談や電話催告、個別徴収を行っている。

質疑、答弁を重ねた結果、反対、賛成討論なく、本案を採決した結果、原案のとおり全会一致で認定しました。

次に、認定第3号 令和5年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、最初に決算内容の説明を長寿福祉課長に求めました。

令和5年度の歳入総額は1億4,374万6,000円で、対前年度比2.5%の増。歳出総額は1億3,982万4,000円で、対前年度比3%の増、歳入歳出差引き額は392万1,000円です。

保険料収入は9,164万9,000円で、前年より48万4,000円増で、対前年比0.5%の増となっている。平均被保険者数は1,471人で、28人の増となっています。1人当たりの医療費は、速報値で114万2,000円、対前年度比0.53%の増で、県下で42番目となっている。

歳入、1款1項1目特別徴収保険料は6,352万8,000円。2目の普通徴収保険料は、現年度分2,790万4,000円で、収納率が98.89%。滞納繰越分は21万7,240円で、収納率18.28%となっている。

歳出は、1款1項1目一般管理費は、執行額530万9,000円で、職員人件費が主な予算執行となっている。2款1項1目後期高齢者医療広域連合負担金1億3,431万9,000円で、前年度より390万2,000円の増となっている。

担当課長の説明の後、質疑を行いました。質疑、答弁の一部を報告します。

質疑。滞納者における徴収の取組は。

答弁。徴収の取組としては、督促状や電話による催促、戸別徴収を行っている。

質疑、答弁を重ねた結果、反対、賛成討論なく、本件を採決した結果、原案どおり全会一致で認定しました。

次に、議案第41号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、最

初に、長寿福祉課長に説明を求めました。

国民健康保険法改正により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除となったため、条例改正を行うものです。

反対、賛成討論なく、本案を採決した結果、原案どおり全会一致で可決しました。

議案第42号 上毛町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、最初に条例改正内容の説明を長寿福祉課長に求めました。

ひとり親家庭等医療費支給制度の認定基準である児童扶養手当施行令等の一部改正に伴い条例を改正するもので、質疑、反対、賛成討論なく、本案を採決した結果、原案のとおり全会一致で可決しました。

最後に、議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月2日に施行されることに伴い、令和6年12月2日をもって現行の被保険者証が廃止、構成団体の議決を得て、福岡県後期高齢者医療広域連合規約、別表第1の中で、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改正するものであります。

反対、賛成討論なく、本案を採決した結果、原案のとおり全会一致で可決しました。

以上が文教厚生常任委員会からの報告であります。これで終わりたいと思います。

○議長（荒牧弘敏君）委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。お疲れさまでした。

○議長（荒牧弘敏君）日程第5、認定第4号、日程第6、認定第5号、日程第7、認定第6号、日程第8、議案第40号、以上4件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設常任委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は、9月9日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員会6名と

町長以下執行部の出席をもって、午前１０時１３分開会、１０時４８分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された決算認定３件、条例改正等１件、合計４案件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第４１条の規定に基づき報告をいたします。

認定第４号 令和５年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、最初に企画開発課長に説明を求めました。

実質収支として、令和５年度当会計の歳入総額は１億２,５５１万４,０００円、歳出総額は１億２,５５１万３,０００円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は１,０００円となっています。

主な決算成果として、工業用地造成事業費は、執行額６４万４,９８３円、不用額は１,０１７円で、執行率は９９.８％です。

この科目の主な予算執行は、成恒地区工業等用地の除草作業委託料及び分譲案内看板撤去委託料の支出をしていますとの説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、認定第４号 令和５年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、当委員会は全会一致で認定することに決しました。

認定第５号 令和５年度上毛町農業集落排水事業会計決算認定について、最初に建設課長に説明を求めました。

収益的収入、農業集落排水事業収益は、決算額８,８９２万１,４０８円。６４万３,４０８円の増です。

支出の農業集落排水事業費用は、決算額７,９７７万８,３２５円で、１０７万２,６７５円の不用額です。

資本的収入は、決算額２,５３０万４,０００円で、６０万円の減です。これは新たな接続がなかったことに伴うものです。

資本的支出は、決算額２,４８２万１,６６３円。１１６万８,３３７円の不用額です。

当年度未処分利益剰余金は１,１４４万３,４４６円となっています。

工事関係として、土佐井排水処理センター自動通報装置更新業務等5件の保存工事を実施しました。業務として、処理戸数276戸、水洗化率75.28%ですとの説明でした。

質疑。処理施設の維持管理委託料と汚泥の引き抜き手数料は。

答弁。汚泥の引き抜き手数料は、手数料の498万円となります。処理施設の維持管理費は1,585万6,836円となります。

質疑。令和4年と比べてどうか。

答弁。6から7%の増になっています。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、認定第5号 令和5年度上毛町農業集落排水事業会計決算認定について、当委員会は全会一致で認定することに決しました。

認定第6号 令和5年度上毛町簡易水道事業会計決算認定について、最初に建設課長に説明を求めました。

収益的収入として、簡易水道事業収益は、決算額1億4,209万650円。12万1,350円の減となっています。

支出の簡易水道事業費用は、決算額1億2,643万6,047円。146万1,953円の不用額となっています。

資本的収入として、決算額5,907万2,000円となっています。

支出の資本的支出は、決算額5,760万9,590円。151万2,410円の不用額となっています。

当年度未処分利益剰余金は1,576万7,082円です。

工事関係として、令和5年度において建設改良工事として、町営垂水住宅跡地計画に備え、仕切り弁設置工事を実施しました。保存工事として、安雲配水池のり面復旧工事等3件の保存工事を実施しました。

業務について、年度末給水人口3,973人に対して、年間23万8,660立米の給水を行っていますとの説明でした。

質疑。支出の中で特別損失376万5,768円とあるが、これまでの決算でいうとどういうことになるのか。

答弁。これは特別会計から企業会計へ移行した初年度のみに計上されるもので、今後支払われなければならない消費税、簡易水道会計でいうと、消費税315万8,70

0円、それと職員の賞与、職員の賞与については、令和5年6月に支払ったもののうち、令和4年の12月から令和5年の3月に相当する部分について、発生主義のため、事前に準備する必要がある、特別損失で計上したものです。

質疑。1日の配水量ですが、年間1日平均配水量708立米は、企業団と緒方と原井を含んでいるのか。

答弁。そのとおりです。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、認定第6号 令和5年度上毛町簡易水道事業会計決算認定について、当委員会は全会一致で認定することに決しました。

議案第40号 上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の情報に関する条例の一部を改正する条例について、最初に企画情報課長に説明を求めました。

マイナンバーの情報連携の関係では、これまでの法律の別表第2で認められた事務と情報に限って情報連携が可能とされていましたが、マイナンバーを利用できる事務の範囲内であれば、省令で定めることで情報連携が可能となるよう改められました。これにより別表第2が廃止され、省令改正で情報連携が可能となるため、より速やかなマイナンバーの活用が可能となるという内容の法改正です。

附則として、この条例の施行日を公布の日からと定めるものと説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。起立多数。したがって、議案第40号 上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）委員長の報告は終わりました。これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。お疲れさまでした。

○議長（荒牧弘敏君）日程第2、認定第1号、日程第11、議案第43号、以上2件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

宮本委員長。

○予算決算常任委員長（宮本理一郎君）皆様、おはようございます。令和6年第3回議会定例会予算決算常任委員会審査報告でございます。それでは、予算決算常任委員会より御報告を申し上げます。

本定例会で当委員会に付託されました案件は、町長から提出された決算認定1件、補正予算1件の計2案件でございます。

当委員会は、去る年9月11日、中小会議室において、議員皆様と町長をはじめ執行部の皆様の御出席をいただき委員会を開催し、付託された議案の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので御報告申し上げます。

認定第1号 令和5年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定については、最初に総務課長から、令和5年度決算の主要施策の成果について総括説明を受け、詳細については各担当課長から説明を受けました。

当委員会では、令和5年度決算書及び主要施策の成果の内容を慎重に精査し、採決の結果、賛成多数で認定することになりました。

各委員より活発な質疑及び執行部の丁寧かつ詳細な答弁により、充実した委員会が行うことができました。

次に、議案第43号 令和6年度上毛町一般会計補正予算（第4号）については、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,577万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,627万8,000円とする内容等の説明を総務課長及び各担当課長から受けました。

当委員会では、この補正予算案においても、各議員より活発な質疑に対し、執行部各位は丁寧明瞭かつ詳細な答弁をもって応じ、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で可決することになりました。

なお、質疑及び答弁の詳細については、今回は長時間にわたり大変多いものでございましたから、皆様の御了解をいただいて割愛させていただきました。

以上で当委員会の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。お疲れさまでした。

○議長（荒牧弘敏君）日程第2、認定第1号 令和5年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、認定第1号を反対の立場から討論いたします。

新体育館建設の必要性は認めますが、建設に当たって当初計画を変更し、メインアリーナ約900平米の拡張に対し、工事費約9億円増加分の内訳が示されないまま工事が進められました。

維持管理については、指定管理料の経費により、経常収支比率が大幅に高くなった一つの要因となっている。

2点目、給食調理業務委託は、食育という観点から考えると好ましい実施方法ではありません。

3点目、実施収支比率は12.5%と高い。もっと住民福祉の向上にお金を使うべきであります。

以上の理由を申し上げて、この決算認定に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

三田議員。

○9番（三田敏和君）私は、認定第1号 上毛町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

3か年にわたり着手した新体育館ループアリーナの完成。旧麦酒館を改修整備したサテライトオフィス、妊娠・出産からつながる子育て支援の充実、唐原小学校のトイレ洋式化、乾式化による教育の充実、浄化槽設置補助事業、生活用水給水設置整備事業の継続による生活環境の充実など、予算に沿って着実に事業を遂行しています。

経常収支比率、実質公債比率は若干上昇していますが、交流人口の増加、定住の増加につながっていること。現在進行中の大型商業施設の建設により、今後も定住の増加が期待できるため賛成するものです。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は本認定第1号について、賛成の立場より討論いたします。

本決算認定は、私は住民の住民による住民のための決算と認め、地域のよりよい発展と地域の住民の幸福と健康に寄与することができる議案だと認め、本議案を認定するものでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、認定第1号 令和5年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第3、認定第2号 令和5年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、認定第2号は反対の立場から討論いたします。

国民健康保険に加入している多くの方は、国民健康保険税の負担が重いと言っています。国は、1984年まで医療費の45%負担していましたが、医療給付費の50%にして、国の医療費負担割合を引き下げたこととなります。国の国民健康保険制度の運営の在り方に問題があるので、この決算認定に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、認定第2号 令和5年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第4、認定第3号 令和5年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、認定第3号反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者とを切り離して差別医療を押し付けるものであるので、この決算認定に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、認定第3号 令和5年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第5、認定第4号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、認定第4号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第6、認定第5号 令和5年度上毛町農業集落排水事業会計決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、認定第5号 令和5年度上毛町農業集落排水事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第7、認定第6号 上毛町簡易水道事業会計決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、認定第6号 上毛町簡易水道事業会計決算認定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第8、議案第40号 上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第40号に反対の立場から討論いたします。

マイナ保険証の別な人のひもづけ事案は、これまで厚労省が2011年10月から2023年5月22日の間で7,312件発生していることが明らかになりました。公金受取口座の誤登録では748件確認。医療機関では、資格確認ができなかったり、顔認証の誤りも発生しています。

このような誤りを防ぐには、現行の実施方法を継続すべきであるということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

岩花議員。

○4番（岩花寛之君）私は、議案第40号に賛成の立場から討論いたします。

今回のこの議案40号は、マイナンバーカードの国の法令の文言修正による上毛町の条例の改正であります。町としては、しなければいけない事務をするというふうなことだけでありまして、マイナンバーカードの反対云々ということではなく、きちんと処理すべきものだと思っておりますということで、マイナンバー制度の反対とは切り離して考えるべきだと思いますので、賛成いたします。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(荒牧弘敏君) 起立多数。したがって、議案第40号 上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第9、議案第41号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は、議案第41号に反対の立場から討論いたします。

マイナンバーカードをつくるのもマイナンバーカードを保険証にして登録するのも、マイナ保険証を使うのも任意です。任意の制度を普及するために保険証を廃止することは全く道理はありません。

現行の保険証廃止後、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を全員に交付することになっています。また、マイナ保険証を持つ人が、自分の情報が正しくひもづけされているか確認するために、資格確認書とは別に資格情報のお知らせという書面も配付します。この二つの資格確認書と資格情報お知らせのどちらも保険証と同じ内容が記載されています。保険証を廃止しても、同じものを配付することになります。

資格確認書、資格情報お知らせを発送する作業は、マイナ保険証を持っていない人を日常的に把握する手間がかかります。速やかに配付しないと保険資格の確認ができず、窓口で10割負担を強いられます。これを防ぐのは保険者の責任ですが、大変な作業になります。

資格確認書は、法律で希望者が申請することになっており、当面の間は申請なしで

送られてきますが、その後は決まっています。自民党の総裁選では、一部の候補から保険証廃止の延期の声が出ています。

以上の理由を申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、議案第41号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第10、議案第42号 上毛町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第42号 上毛町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第11、議案第43号 令和6年度上毛町一般会計補正予算（第4号）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第43号 令和6年度上毛町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第12、議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域規約の変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は、議案第44号に反対の立場から討論いたします。

法改正に伴い、現行の実施方法を変更することは、保険資格の確認ができないことが発生するリスクがあります。これを防ぐには、これまでの実施方法を続けることが最も簡単で正確な実施方法であるということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(荒牧弘敏君) 起立多数。したがって、議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について閉会中の継続審査及び調査をしたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第14、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査をしたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

すみません、文言の訂正をいたします。

日程第6の認定第5号について、農業集落排水事業会計のところを特別会計と申しました。それと、日程7につきましても、水道事業の会計を特別会計と申しましたので、訂正して、日程第6、日程第7については事業会計ということで訂正いたします。

○議長（荒牧弘敏君）以上で本日の日程は終了しました。

これで会議を閉じます。令和6年第3回上毛町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時49分